**7　児童扶養手当を受けている人の届け出**

　手当の受給中は次のような届出等が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 現況届 | **認定者全員が**毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。  なお、**2年間提出しないと受給資格がなくなります。** |
| 額改定（増額）請求書 | 対象児童が増えたとき |
| 額改定届（減額） | 対象児童が減ったとき |
| 資格喪失届 | 受給資格がなくなったとき |
| 証書亡失届兼再発行請求書 | 手当証書をなくしたとき |
| その他の届 | 氏名・住所・支払金融機関の変更、受給者が年金受給できるようになったとき、受給者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居または別居したときなど |

◎届出が遅れたり、しなかったりすると、手当の支給が遅れたり、受けられなかったり、場合によっては手当を返還していただくこともありますので、忘れずに提出してください。

◎上記のほか、受給資格の有無および額の決定のため、書類の提出が必要となる場合があります。

　　　　　　　次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますから、必ず速や

かに資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けて

いますと、その期間の手当を**全額返還**していただくことになります**。**

①手当を受けている母または父が**婚姻**したとき（内縁関係、同居なども同じです）

②対象児童を**養育、監護しなくなったとき**（児童の施設入所・里親委託・婚姻を含みます）

③遺棄されていた児童の**父または母が帰ってきた**とき（父または母からの送金や安否を気

遣う電話・手紙など連絡があった場合を含みます）

④拘禁されていた児童の**父または母が出所**したとき（仮出所も含みます）

⑤受給者である母の児童が**父と生計を同じくする**ようになったとき

⑥受給者である父の児童が**母と生計を同じくする**ようになったとき

⑦その他受給条件に該当しなくなったとき

　　　　　　　次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますから、必ず速や

かに資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けてい

ますと、その期間の手当を**全額返還**していただくことになります**。**

①手当を受けている母または父が**婚姻**したとき（内縁関係、同居なども同じです）

②対象児童を**養育、監護しなくなったとき**（児童の施設入所・里親委託・婚姻を含みます）

③遺棄されていた児童の**父または母が帰ってきた**とき（父または母からの送金や安否を気

遣う電話・手紙など連絡があった場合を含みます）

④拘禁されていた児童の**父または母が出所**したとき（仮出所も含みます）

⑤受給者である母の児童が**父と生計を同じくする**ようになったとき

⑥受給者である父の児童が**母と生計を同じくする**ようになったとき

⑦その他受給条件に該当しなくなったとき

　　　　　　　次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますから、必ず速や

かに資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けてい

ますと、その期間の手当を**全額返還**していただくことになります**。**

①手当を受けている母または父が**婚姻**したとき（内縁関係、同居なども同じです）

②対象児童を**養育、監護しなくなったとき**（児童の施設入所・里親委託・婚姻を含みます）

③遺棄されていた児童の**父または母が帰ってきた**とき（父または母からの送金や安否を気

遣う電話・手紙など連絡があった場合を含みます）

④拘禁されていた児童の**父または母が出所**したとき（仮出所も含みます）

⑤受給者である母の児童が**父と生計を同じくする**ようになったとき

⑥受給者である父の児童が**母と生計を同じくする**ようになったとき

⑦その他受給条件に該当しなくなったとき